

「夏の生活スタイル変革」の 民間企業に対する周知啓発



平成27年4月24日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

「夏の生活スタイル変革」の民間企業への周知啓発

○ 関係団体への要請

4月20日 経団連 厚生労働大臣、経済産業副大臣
4月27日 日商、中央会 厚生労働副大臣
その他の団体については、現在調整中

厚労大臣・経産大臣連名
の要請書を手交

○ 企業への働きかけ、導入事例の収集と情報発信

- ・企業への働きかけを行う際には、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を重点項目として働きかけるよう都道府県労働局に指示(3月27日)
- ・「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を導入している企業の好事例を収集
- ・1月30日に開設した「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用し、好事例を情報発信

○ 柔軟な保育対応の要請

必要に応じ、保育所の開所時間の前倒しや延長保育を行っていただくよう自治体を通じて要請(4月21日)

平成 27 年 4 月 20 日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

「夏の生活スタイル変革」に関する要請書

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、我が国においては、長時間労働により国民が豊かさを実感できていない現状にあります。こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、3月27日に安倍内閣総理大臣から、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

国家公務員については、率先して朝型勤務を推進するとともに、早期退庁目標を設定するなど、働き方を含めた生活スタイルの変革を図ることとしています。

つきましては、各企業においても、夏の期間において、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
塩崎 恭久

経済産業大臣
宮 沢 洋 一

○「夏の生活スタイル変革」の推進について（3月27日 都道府県労働局長あて通知）【概要】

- ・ 労使団体への協力要請
管内の事業主団体及び労働団体の長や役員を訪問し、「働き方改革」の一環として、「夏の生活スタイル変革」の取組について傘下企業等に対する取組の要請を行うこと。
- ・ 企業トップへの働きかけ
管内の主要な企業のトップ等を訪問し、「働き方改革」の一環として、「夏の生活スタイル変革」の取組について働きかけること。具体的には、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」の活用を重点項目として働きかけを行うこと。
- ・ 都道府県等との連携
セミナー、「仕事と生活の調和推進会議」等を活用し、「夏の生活スタイル変革」についての周知広報に係る取組を都道府県等と連携して進めるなど、都道府県等と積極的に連携すること。
- ・ 取組事例の情報発信
訪問企業における取組内容等について、労働局のホームページやポータルサイトに掲載するなど情報発信に努めること。また、既に朝型勤務やフレックスタイム制を導入している企業について情報収集し、労働局のホームページ等に掲載すること。

○「夏の生活スタイル変革」の推進に向けた柔軟な保育対応について（4月21日 都道府県等民生主管部保育主管課あて通知）【概要】

保育所等において、開所時間に関する保護者等のニーズ等の把握に努めるとともに、必要に応じ、その前倒しや延長保育による対応を行うなど、可能な限り、保護者等のニーズに応じた柔軟な保育対応が行われるよう、貴管内市区町村・保育所等の関係施設への周知・要請をお願いする。